

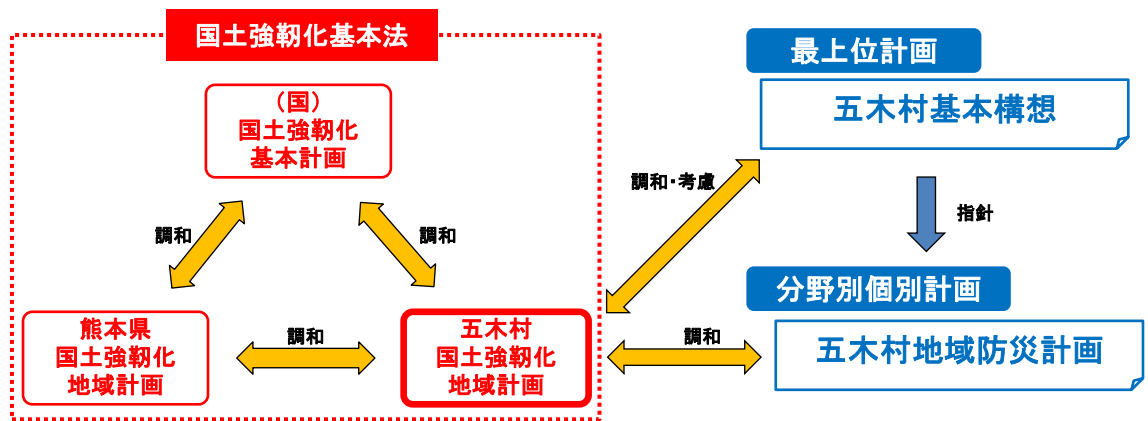
五木村国土強靱化地域計画の策定【概要版】

I. 「五木村国土強靱化地域計画」策定の趣旨等

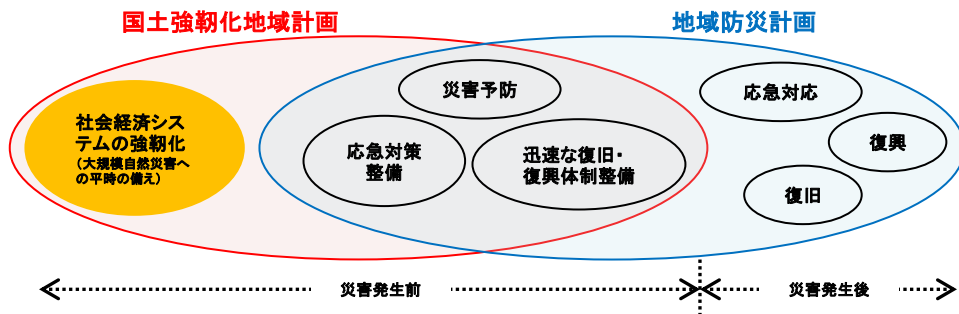
【計画策定の趣旨】

- 国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、今後起こり得る大規模自然災害に対し、本村における国土の強靱化の指針として「五木村国土強靱化地域計画」を策定。
- 熊本地震や過去の災害等を踏まえ、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を平時の段階から整備することにより、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。
- 本計画策定により「重点化」「見える化」「要件化」を図り、その取組みは国土強靱化関係の補助金・交付金事業を受けながら実施。

【計画の位置づけ】



【「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」との関係】



II. 基本目標

- ① 村民の生命を守ること
- ② 村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

Ⅲ. 主な推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護を最大限図る

- 住宅・宅地の耐震化
- 公共建築物、学校施設、医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止
- 浸水被害の防止に向けた河川整備、円滑な避難のための道路整備
- 防災情報の迅速かつ的確な周知、災害時要支援者・観光客・外国人の安全確保と配慮、防災訓練の実施 等

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等を迅速に行う

- 救助・救急、物資輸送ルート確保、孤立集落の発生防止に向けた道路整備
- 自衛隊、警察、消防等の応援部隊の円滑な受入体制整備
- 指定避難所・福祉避難所の見直し、指定避難所等の保健衛生・健康対策、指定避難所以外（車中泊等）の被災者の把握体制の整備、防災機能の強化
- 国や県のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備、水・食料等の備蓄
- 消防団員の確保・資機材の整備、自主防災組織の活動強化 等

3 大規模自然災害発生直後からの必要不可欠な行政機能の確保

- 庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物の耐災性の強化
- 職員参集体制等の整備、自治体間の受援体制の構築、業務継続計画（BCP）の策定 等

4 大規模自然災害発生直後からの必要不可欠な情報通信機能の確保

- 防災拠点施設等の非常用電源の整備、通信手段の機能強化
- 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達
- ラジオ放送の不感・不明瞭地帯の解消 等

5 大規模自然災害発生後の経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

- 事業者における業務継続計画（BCP）策定促進、金融機関や商工団体等との連携
- 農地や農業用施設の被害防止に向けた用排水路等の整備
- 物資・エネルギー等の供給体制の整備 等

6 大規模自然災害発生後の生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保し、早期復旧を図る

- 水道施設の耐震化、上下水道BCP策定、生活用水の確保、応急給水体制の整備
- 地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備 等

7 制御不能な二次災害

- 沿道建築物の耐震化、通行空間の確保
- 被災建築物等の迅速な把握、風評被害の拡大防止 等

8 大規模自然災害発生後の地域社会・経済が迅速な再建・回復できるよう条件を整備する

- 建設関係団体や災害ボランティアとの連携による応急復旧体制の強化
- 地域コミュニティの維持、コミュニティ・スクールによる地域と学校の連携強化
- 応急仮設住宅の迅速な提供、生活再建支援制度等の周知、罹災証明書の発行 等

Ⅳ. 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

但し、計画期間中であっても、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを検討